

議案第 53 号

松阪市都市計画税条例の一部改正について

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 6 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項中「第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項若しくは第 33 項」を「第 11 項、第 15 項から第 22 項まで、第 24 項、第 26 項若しくは第 30 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 25 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。